

石巻市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和4年3月3日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 清水俊雄

石巻市監査委員 渡辺拓朗

- 1 監査対象団体 一般社団法人石巻観光協会
- 2 監査対象施設 石巻市かわまち交流拠点施設（石巻市かわまち交流センター、石巻市かわまち立体駐車場、石巻市かわまちバス駐車場及び石巻市かわまち交通広場）（所管課：石巻市産業部商工課）
- 3 監査期間 令和3年12月22日から令和4年3月3日まで
- 4 監査対象範囲 令和2年度公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行
- 5 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 6 監査結果 令和2年度公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行について、提出された帳簿及び証拠書類に基づき事務処理状況を試査したところ、勧告及び指摘すべき事項は認められませんでした。